

# 昭和40年度「海外経済協力強調運動」懸賞入選論文

「海外経済協力強調運動」実施協議会は、昭和40年度事業の一環として、本年5月に「海外経済協力の重要性とわが国の役割」に関する懸賞論文を募集した。応募論文72点を審査の結果入選した論文のうち、つぎの論文が優秀論文として表彰されたので、ここに全文を掲載する。

## 海外経済協力の重要性とわが国の役割

早瀬 勇

### I 南北問題の新段階——海外経済協力の重要性

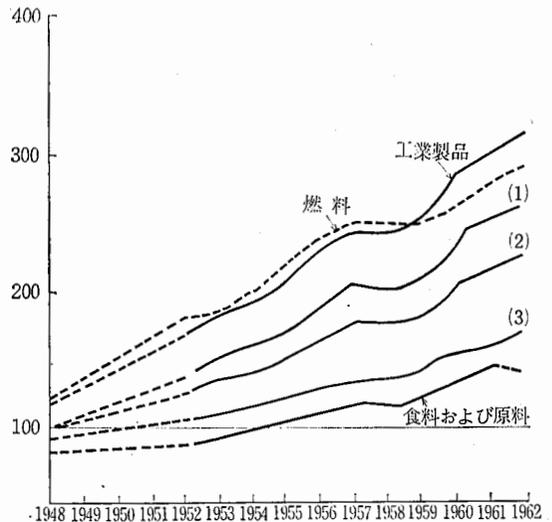
「いまや生活水準の実質的向上を望む低開発国民衆の圧力は、いまだかつてないほどに強く、これが経済的社会的発展を目指す力強い政策の中に織り込まれないかぎり、数年後にはこの圧力は国内および世界の緊張を増大させる源となるであろう。そしてこの発展を促進するにあたって決定的な役割を果たさねばならないのが国際協力なのである」(注1)。

これは、昨年(昭和39年)の3月から6月にかけてジュネーブで開催された国連貿易開発会議において、論議の焦点となった、いわゆる「プレビッシュ報告」の一節である。第2次世界大戦後、急激に増大し、現に増大しつつある低開発諸国(注2)と先進諸国との経済格差を是正する「南北問題」は、この会議を転機として新しい段階にはいったのである。

世界人口の3分の2を占め、年々2.2%の割合で(注3)人口増加を続けている低開発国は、政治的独立後の意欲的な経済開発計画にもかかわらず、その国民生活水準は依然として低い(注4)。経済開発の意欲が輸入の急速な増大を招いているが、輸出は量においても価格においても、それに立ちおけている(第1表、第1図および第2図(B)参照)。

1951年の朝鮮戦争以後、世界貿易における国際価格の動きは(第2図(A)の示すとおり)1次産品に不利に推移しているが、低開発国輸出総額の90%近くが1次産品で占められている事実からすれば(注5)、この傾向は低開発国の交易条件の重大な悪化と(第2図(C)参照)、さらには国際収支の悪化を意味する。国際連合の統計が示すと

第1図 世界の貿易  
(1948~62年の主要地域および主要商品グループ別輸出量趨勢)  
(指数, 1938=100)

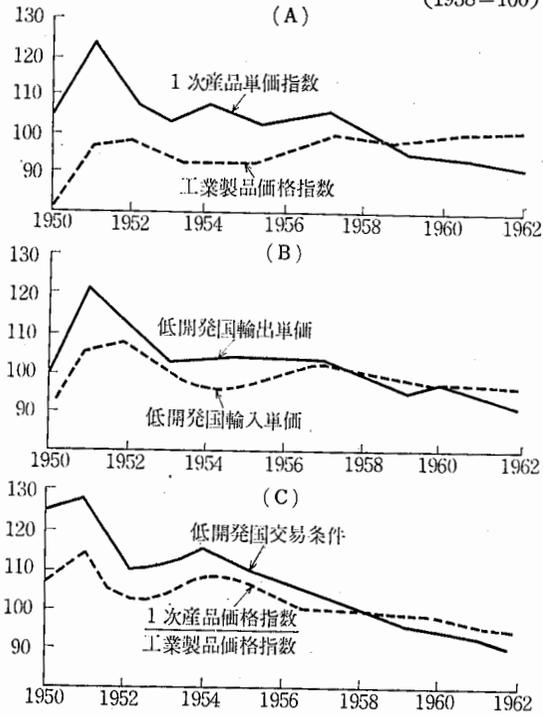


(注) (1)工業地域——北アメリカ、西欧、日本。(2)世界(社会主義圏を除く)。(3)1次産品輸出地域——ラテン・アメリカ、アフリカ、西アジア(トルコを除く)、南アジアおよび東南アジア、大洋州。  
(出所) U N, *World Economic Survey, 1962, I. The Developing Countries in World Trade*, New York, 1963, p. 11.

り交易条件の1951年から1961年に至る悪化は、150億ドルの外貨収支を失った結果となり、それは実に低開発国が受け取った長期資本と政府援助の約3分の1また公の基金(official funds)から受けた長期資金の5分の2以上に相当するという(注6)。

したがって低開発国にとっての緊急課題は、1次産品の輸出による収入をできるかぎり増大するために、先進国の需要を喚起し、先進国が設けているさまざまの人為

第2図 輸出入価格、単価の推移と低開発国の交易条件 (1958=100)



(出所) U N, *op. cit.*, p. 50, Chart 2-3 Selected Price and Unit Value Indices, 1950~1962.

第1表 低開発国の商品輸出入

(単位: 10億ドル, 1959年のF. O. B. 価格が基準)

	1955	1956	1957	1958	1959	1960
<b>輸 出</b>						
(仕向地)						
低開発国以外の全地域	16.3	17.6	17.7	18.3	20.0	20.9
社会主義圏	0.5	0.5	0.7	0.8	1.0	1.1
低開発国	15.6	16.8	16.7	17.1	18.8	19.4
(種目)						
1次産品	14.1	14.7	14.3	15.5	16.5	17.3
食料	5.6	5.9	5.9	6.2	6.2	6.3
農産原料および鉱石	5.1	5.2	5.0	4.9	5.4	5.6
燃料	3.4	3.6	3.4	4.4	4.8	5.3
工業製品	2.1	2.2	2.0	1.8	2.2	2.5
<b>輸 入</b>						
(輸入先)						
低開発国以外の全地域	16.7	18.7	20.5	20.4	20.3	22.1
(種目)						
1次産品	3.3	3.8	4.2	4.2	4.3	5.0
工業製品	13.3	14.8	16.8	15.9	15.6	16.9
化学製品	1.5	1.6	1.8	1.8	1.9	2.1
機械	5.9	6.7	7.8	7.5	7.2	7.8
その他の資材	6.0	6.6	7.2	6.6	6.5	7.0

(出所) U N, *op. cit.*, p. 4. Table 1-5.

的障害の撤廃を要請し、交易条件を有利化し安定化する方策を講ずることなのである。プレビッシュ報告に代表される低開発国の要求の切実さは、これらの事実をみれば容易に理解されるであろう。

国連貿易開発会議の基調は、可能なかぎり「輸出をもって輸入をまかなう」という自立経済原則に立脚した主として貿易面からの格差是正への努力であった。こうした「援助より貿易を」という考え方は、低開発国の長期的な展望からすれば確かに正しい認識を含んでおり、その認識が従来先進国の資金援助に対する過度の依存と、先進国・低開発国双方の組織的協力体制の欠如に対する反省から生まれたものと考えれば、それは一つの大きな進歩である。しかし「援助より貿易を」というスローガンは、決して低開発国に対する資金援助の重要性を否定するものとは思われない。国連「開発の10年」(Development Decade)の決議が指向する低開発国の経済発展は、単に低開発国に対する先進国の人為的障害の撤廃や、輸入ターゲットの設定、工業品に対する特惠の供与、1次産品協定の拡大強化、交易条件悪化によって蒙る損失に対する補償融資方式などの貿易制度上の措置(注7)のみによって達成することは困難であり、外部経済の整備や経済の長期的構造的改善に資する先進国の資金援助や技術援助も、依然不可欠なのである。「援助より貿易を」という主張は、むしろこれまでの先進国よりの援助による対外債務の累増と、償還能力の限界につきあつた事実(注8)に対する反省として貿易と援助とを有機的に結びつけることによって外貨ギャップを解消しようとする企図と理解されるのである。

以上において、南北問題がいかなる意味で「新しい段階」にはいったかをみてきた。まさにティンバーゲンの予言どおり、「低開発国の問題は“世界の形成”を企図する場合の中心的な場を占め」てきたのである(注9)。なぜなら、世界の平和と繁栄は、低開発国を含めた全世界の経済が安定的に発展し、全人類が文化的恩恵を等しく享受することによってのみもたらされるからである。

(注1) United Nations, *Towards a New Trade Policy for Development*, Reported by the Secretary-General of the United Nations Conference on Trade and Development, New York, 1964 (以下 Prebisch Report と略す), p. 6. 「力強い政策」とは vigorous policy.

(注2) 「低開発国」の定義には多くの方法があるが、「国際経済関係においてみれば、外部の経済力の衝撃によって形づくられた新しい環境への適合に失敗し、経済闘争 (economic struggle) において先進国と

## II 経済協力の原理と法則

### 1. 国際連帯性の原理

五角の立場で競争することのできない国」であり、このような後進性 (backwardness) の発生を政治的にみれば「先進国のかつての植民地、半植民地、属領として先進国の帝国主義的支配のもとに服していたことによるものであり、双方の間に最初に存在していた、経験、機会、資本、技術等の格差が、経済諸力の自由な作用によってますます強化され」、「輸出向け第1次生産に偏倚するモノカルチュアの経済開発や、外国企業会社の独占的支配や、複合社会の発生による東洋外国人の仲介的搾取を押しつけられ、その結果として、生産や投資や所得の総量とは区別されるべき経済的役割の相対的分け前において不利な立場に追いやられた」のであり、ここから「低滞の硬化が生まれた」とする、板垣与一教授の定義を最も本質的なものとして高く評価する(板垣与一、『アジアの民族主義と経済発展』、220ページ)。

また実際の統計的な面では DAC (Development Assistance Committee of OECD) のつぎの定義がある。OECD 未加盟国のうち、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ共和国、フィンランドおよび共産圏を除いた諸国。ただし、OECD 諸国のうちから、ギリシャ、トルコ、スペインは低開発国に含まれる。

(注3) 1950年代の低開発国全体の人口1人当たり成長率は2.2%であったが、1960年から1980年の間に、これは2.4%にまで上昇するとみられている(前掲 Prebisch Report, p. 5, footnote 2)。

(注4) 1人当たり GNP の比較 (1960年, U.S. ドル)

アメリカ合衆国	カナダ	E E C	イギリス	日本
2,786	2,016	1,074	1,353	436
ラテン・アメリカ	アフリカ	太平洋州	アジア*	
370	139	1,478	83	

(注) \* アジア10カ国; ビルマ、セイロン、台湾、インド、インドネシア、韓国、マラヤ、パキスタン、フィリピン、タイ。

(出所) 『財経詳報』、第568号、昭和39年10月26日。

(注5) 低開発国輸出中に占める1次産品は(1959年) 86.6%で、内訳は foodstuffs 30.7%, agricultural raw materials & ores 27.9%, fuels 28.0%となっている。このうち、fuels (石油等) は他の二つと比べ交易条件がいいので同一に考えることはできない (UN, *World Economic Survey*, 1962, p. 4, Table 1-4)。

(注6) *Ibid.*, p. 114.

(注7) 前掲 Prebisch Report, pp. 117~122.

(注8) 「世銀の推計によれば低開発国(対象32カ国)の政府対外債務残高は1955年末の約95億ドルから1961年末の約200億ドルと2倍以上に、また年間の債務返済額は1961年末25億ドルで約2.5倍となり、低開発国の輸出総額に対する債務返済額の比率は、1955年の3%から1961年の7%へと上昇している」(『東京銀行月報』、第16巻第11号、1964年11月、11ページ)。

(注9) J. Tinbergen, *Shaping the World Economy*, 1962, p. 7.

先進国が前章に述べた貿易制度上の協力措置を講ずるということは、これまで国際貿易局を支配してきたハバナ憲章(注10)やガット(注11)の目標原理たる「無差別的自由貿易主義」の修正を意味する。ミュルダールは「自由な市場諸力の働きは不平等に向かって作用する」といい、

「国際貿易や資本移動は、先進国の経済進歩がそれを通じて低開発世界に逆効果をもたらし、これを避けるための媒介物となるであろう」(注12)と指摘しているが、プレビッシュ報告もこれと同様の認識に立ってハバナ・ガット体制を鋭く批判している。すなわち「ハバナ憲章は、国際的経済諸力の自由な活動が自ら貿易の最大限の拡大と世界の生産資源の最も能率的な利用にみちびくという古典的観念に基づいている」が、この「自由な活動の観念は構造的に類似した諸国間では認容されるが、工業先進国と低開発国間のごときまったく異なった構造を有する諸国の間では認容されない」。しかるに「ハバナ憲章もガットも、貿易を促進する観点から関税や制限の引下げ撤廃を求める際に、なんら先進国と低開発国間の構造的相違を区別することをしない」。これは「最近まで支配的であった伝統的互惠主義 (conventional reciprocity) の原則である」が、「このような双方同等な譲歩 (equivalent concessions) は、国際的需要の不均衡に内在する貿易収支の不均衡を是正するどころかこの傾向を深刻化するものである」と主張する。そしてプレビッシュは、先進国の保護主義を排し低開発国にそれを認めることにより、また低開発国の製品、半製品輸出に一方的な特恵待遇を与えることによって、はじめて世界経済の不均衡を是正する「真のあるいは暗黙の相互主義 (a real or implicit reciprocity) がある」と説くのである(注13)。これはまさに、先進国には義務を、低開発国には権利を、という「二重道徳基準」(double standard of morality) (注14)の要求である。

そもそも南北問題が、貧しい国と富める国との間の格差調整の問題であり、貧富間の緊張に由来する問題であるかぎり、それは国際問題であると同時に国内問題でもあることを認識せねばならない。国内における格差の是正は、完全雇用政策や社会保障政策によって進められており、これは福祉国家の理念に基づくものである。それと同じ意味で、国際間の南北問題解決の方向においても「福祉世界」の理念を前提としなければ十分満足な結果は期待できない。しかし福祉国家なるものが、往々にし

て「その国民の利害意識を国の内側に向けさせ、国民主義的にさせる傾向にある」(注15) 事實は認めざるをえないし、これこそ国内の社会福祉政策を支えている「国民的連帯性」の原理にはかならない。これに対して「国際的連帯性」の原理がまだ確立されていない現在の経済世界にあっては、「福祉世界」の理念は単に希望的理念でしかありえない。したがって、南北問題の現実を正視するかぎり、その国内的解決策を国際的解決策として適用することはできないのである。

しかしここで注目されるのは、南北問題に関するガットの新しい動きである。

## 2. ガットの新たな条項について

ガットは昨年、低開発国の貿易拡大を目標とした注目すべき新条項を採択した。従来のガットの規定(第18条)は、単に低開発国の立場を消極的に擁護するにすぎず、低開発国の経済発展ないし貿易の拡大を促進するに足りるほど積極的な推進力を持つものではなかった。これに対する低開発国の不満から、一昨年限低開発国の輸出所得の増大を目標とする具体策が検討されて、今回の新条項が付加されたのである。新条項は「原則および目的」として大要つぎのように規定している(第36条)。「低開発国の輸出市場および所得の拡大、1次産品市場条件の改善、低開発国の経済多様化、ガットと国際援助機関との協力が必要である。先進締約国は低開発締約国の貿易に対する関税その他の障害を軽減撤廃するために、先進締約国が貿易交渉において行なった約束(commitments)について相互主義を期待しない(do not expect reciprocity)」(注16)。このような新条項は従来のガットの互惠平等の原則に対して、その低開発国への適用を限定し、前述の「二重道徳基準」を認容したものである。ただ先進国に対する義務の規定には、先進国の無条件受諾を回避するエスケープ・クローズが付せられているため、新条項の実効は、その運用面での先進国の出方いかんによるところが大きい。

ガットがこのような新条項を付け加えたことは、プレビッシュ報告のガットに対する要求がある程度認容されたことを意味する。

## 3. 能率性の原理

しかし国際経済協力の方向は、低開発国がいたずらに国際的連帯性とそれに基づく二重道徳基準の確立を要求し、それを先進国に認容されるのみでは不十分である。むしろ低開発国は自助自立の原則に目覚め、輸出品の生産性を高め、国際競争力を培養するために「能率性の原

理」(the principle of efficiency)(注17)に徹する努力を始めねばならない。ここにいう能率性とは、一国の生産技術上の能率や経営技術上の能率のみならず、地域の数カ国の自発的協力によって「規模の経済」ないし「大規模生産による節約」(economy of scale)を実現することをも含むのである。1次産品であるにせよ、製品・半製品であるにせよ、それがいやしくも輸出商品であるかぎり良質廉価という意味での能率性原理に基づく産物でなければならないし、それによってはじめて、低開発国は国際競争に耐えうる自立経済に向かって離陸(take-off)することが可能なのである。

低開発国の輸出不振は、単に先進国側の人為的貿易障害に起因するものではなく、輸出品の品質や引渡し期日などにも問題がある場合が多い。能率性原理を徹底させる目的での生産技術および経営技術の指導や、輸出適性産物の調査開発が必要とされるゆえんであり、そのためにも先進国からの技術援助や資本援助が依然大きな比重を占めざるをえないのである。

(注10) 国際貿易機関憲章(Charter of the International Trade Organization)の通称、1948年3月Havanaで作成、未発効だがその精神はGATTに実現されている。

(注11) GATT(「関税と貿易に関する一般協定」, General Agreement on Tariffs and Trade)。1947年10月ジュネーブで署名、日本は1955年加入。

(注12) G・ミュルダール、『経済理論と低開発地域』、小原教士訳、1958年、66ページ。

(注13) 前掲 Prebisch Report, pp. 28~29.

(注14) G. Myrdal, *Beyond the Welfare State*, 1960, p. 153.

“A clear recognition of the dissimilar circumstances in rich and poor countries, and consequently of the rationality of a double standard of morality in judging their foreign economic policies, is a necessary condition for successful attempts to lay down the conditions for wider international cooperation.”

(注15) *Ibid.*, p. 78.

(注16) この“reciprocity”について付属書Iはつぎのような注釈を加えている。It is understood that the phrase “do not expect reciprocity” means, in accordance with the objectives set forth in this article, that the less-developed contracting parties should not be expected, in the course of trade negotiations, to make contributions which are inconsistent with their individual development financial and trade needs, taking into consideration past trade developments”.

(注17) J. Tinbergen, *op. cit.*, pp. 98~99, 103.

### III 援助か貿易か——貿易拡大に直結する援助を

従来政府・国際機関が主要な役割を果たす「援助」とコマーシャルベースを主とした「貿易」とは別々に行なわれてきた。もし南北の格差を是正するための主要な努力が、輸出面につながる生産面の改善に重点を置くならば、援助の重要性がふたたびクローズアップされる。しかし一方低開発国の経済成長にとって、むしろ好ましいのは、その産品や役務を先進国がより多く輸入することである。輸出の増加には所得の波及効果が期待できるし、取得した外貨には使途の制約もなく返済の義務もない。資金援助は大部分が外貨収支のギャップを埋める糊塗的な手段であり、贈与以外は無論元利金返済の義務がある。しかも多くの場合がタイド・ローンであるため、その資金は援助国などの外国からの製品や役務の購入にあてられ、直ちに所得の波及効果を期待することは困難である。この結果、プレビッシュが訴えるように、外国資本の流入による外見上の利益は、債務返済や交易条件の悪化による事実上の損失によって、実質的にはほとんど帳消しにされているのである<sup>(注18)</sup>。低開発国が前述のような貿易制度上の協力を要求するのは、この意味ではむしろ当然である。しかしこの主張も、援助と貿易を切り離す考え方に立っており、やはり一面的な反動とみななければならない。

低開発国からの輸入を現状のまま飛躍的に増大させることは、どの先進国にとっても容易なことではない。したがって、海外経済協力の真の方向は、「貿易拡大に直結した、能率性原理に基づく経済援助を」という認識の上に確立されねばならない。そうしてこそ、はじめて南北問題の「新段階」の意味が、南北双方にとって、より明確化し、より具体化してくるのである。

国連貿易開発会議やアジア開発銀行を通じて行なわれようとしているわが国の経済協力も、このような方向に即応したものでなければならないと考える。

(注18) 前掲 Prebisch Report, p. 19.

## IV わが国経済協力の問題点と方法

### 1. アジアを中心として

I～IIIにわたって、現段階における経済協力の重要性和原理に言及し、経済協力が「低開発国の貿易拡大に直結した、能率性原理に基づく経済援助」でなければならないという基本的方向づけに至った。ここで一歩を進め

地理的にも歴史的にも最もわが国と関係の密接なアジアとの経済協力の具体的なあり方を考えてみたい。

一口に「アジア」といっても、そこには無限の多様性が存在する。第1に人口や資源の面からみれば、中国やインドのような超大国とインドネシア、パキスタンなどの大国と、韓国、フィリピン、ビルマ、タイなどの中位国と、人口がそれらを下回るセイロン、ネパールなどの小国とに大別することができる。この区別は、人口と資源を合わせた潜在的発展可能性を見る上で重要である。第2に工業化の程度や社会構造、流通機構の面でも多様性をみることができる。第3には、モノカルチュアの構造という点では同じでも、その1次産品は食糧品、原料農産物、および鉱産物の三つのカテゴリーに大別することができる。第4に、政治経済体制の基本的性格と、それに由来する経済的民族主義の方向、およびそれらの基本的性格を基礎として採られている貿易制度や援助受入方式についても的確に把握する必要がある。

以上述べた四つの角度から、徹底した調査を行なった上で、それぞれの組合せにおいて対象国との間に総合的施策を打ち出すことが肝要である。

### 2. 対アジア貿易のパターン

戦後におけるわが国とアジア諸国との貿易は、いかなる形態を示しているであろうか。日本の貿易伸長は、アメリカを中心とした対先進国貿易の拡大をその基調として発展してきたが、アジアを含む対低開発貿易の比重も依然として大きい<sup>(注19)</sup>。そして大局的にみた貿易パターンは、対先進国には輸入超過、対低開発国には輸出超過の形であるといえる。一国の貿易収支のみを考えるならば輸出先輸入先は問題ではない。しかし経済協力の観点からすれば、低開発国への輸出超過の片貿易は多くの問題を包含している。

アジア諸国に対するわが国の貿易は、輸出超過の片貿易である。もっとも日本が、輸入超過の国も若干はあるが、それはフィリピン、マラヤなどで全体からみればごく少数である。こうした近年の対アジア貿易の推進と動向からしても、アジアは日本の輸出市場として、将来ますますその相対的重要性を増大する傾向にあるのに反して、無差別的な自由貿易原則に立脚するかぎり、アジアは日本の輸入市場として、その相対的重要性がますます減退する傾向にあるといわねばならない。しかし、だからといって日本がこのような片貿易を是正する努力を怠るならば、あるいは報復的な対日輸入制限などによってわが国の輸出環境は大きな影響を蒙らないともかぎらな

第2表 東南アジア19カ国との輸出入

(単位：100万ドル)

		輸 出		輸 入	
		1962	1963	1962	1963
琉球	球	133.8	135.5	41.1	64.4
韓	国	138.1	159.6	28.5	26.9
北	鮮	4.8	5.3	4.6	9.4
台	湾	118.5	107.1	61.3	122.6
中	国	38.4	62.4	46.0	74.6
香	港	192.4	246.3	18.9	28.7
南	ベ	60.0	33.2	3.9	6.0
北	ト	3.4	4.3	12.9	10.2
ラ	ナ	1.9	2.7	—	—
カ	ム	15.9	14.5	3.1	3.9
	ス				
	ジ				
	ア				
タ	イ	148.5	181.0	71.6	90.9
マ	ヤ	38.7	50.8	186.2	182.8
シ	ホ	105.0	111.9	22.7	22.4
ン	ル	120.0	150.2	183.9	230.1
フ	ン	115.3	98.7	91.1	102.5
イ	シ				
ン	マ	53.3	76.2	16.2	20.0
ド	ン	32.3	21.9	7.2	9.6
ベ	ン	119.3	153.6	93.1	125.5
キ	ド	57.2	47.8	28.5	47.7
ス					
タ					
ン					
計		1,497	1,663	921	1,173

(出所) 日本関税協会編、『貿易年鑑』、1964年、81ページ。

い。そしてひとたび差別輸入制限が課せられると、それが短期間であれ、他の先進国に市場を奪われることになり、それを回復することはきわめて困難であろう(註20)。

### 3. 開発輸入の必要性

ところで片貿易の原因は何であろうか。率直に言えば日本がアジア諸国から輸入したくも、日本の欲するものがないか、またあったとしても先進国のそれに比べて価格、品質、引渡条件が劣っていることが最大の原因である。したがって片貿易是正のためには、わが国の需要に適した産物を特定国の中にはいって新しく開発し、それを輸入する必要がある。既存の1次産品については、生産、流通条件改善のため生産技術や経営管理に関する指導や資金援助が必要となってくる。これが「開発輸入」の問題であるが、これには十分な調査に基づいた技術援助と、それに結びついた資金援助が不可欠である。

片貿易の問題は古くして新しい問題である。日本が開放経済体制にはいり、この問題をコマーシャルベースの取引に委ねて現状を放置するがぎり、永久に解決されない。開発輸入によって低開発国に輸出所得を与え、それによって輸入購買力の付与を図るという努力をしないな

らば、わが国の対アジア輸出は永続性を失い、市場拡大の可能性は生まれてこない。開発輸入の問題こそ、「貿易拡大に直結した、能率性原理に基づく援助」の最も有効な方式と考える。

この面ではすでに、インドの鉄鉱石、タイのトウモロコシ、フィリピンの銅鉱石、スマトラの石油、カリマンタンの木材などの開発が着々と成果を挙げているが、さらに官民協力の上で、十分な基礎調査に基づき、相手国の実情にそった積極的な施策の推進が望まれる。

### 4. 輸入先の転換

片貿易是正の輸入対策としては、輸入先転換の問題が考えられる。わが国の輸入商品のうち、入超となっている先進国からの輸入を徐々にあるいは増加分だけ、アジア諸国へ転換する可能性を再検討する問題である。この対象となる商品は、主に1次産品から成り、開発投資、合理化投資を行なうことにより品質、価格、供給力などを改善すれば、コマーシャルベースでも輸入できるものである。現在日本がアメリカやカナダから輸入している1次産品で、食糧品(トウモロコシ、豆類など)や、原料農産物(綿花、木材、原皮)および鉱産物(鉄鉱石、石炭、銅鉱石)など、アジア諸国へ輸入先を転換しうる商品は多くを数える。現状において輸入をアメリカ、カナダに依存しているのは、コマーシャルベースでの原則に従ったまでのことであり、自然の成り行きである。しかし他方、アジアの低開発国に対する開発輸入の方針を打ちたてることにより、輸入市場をアジアに求める余地はまだかなりあると思われるし、その可能性は漸次増大するものと期待される。

ここで注意せねばならない問題がある。それは輸入先転換の問題が、単に輸入先をアメリカや、カナダなど先進国よりアジア諸国へ機械的に転換する問題としてでなく、アジア諸国(または他の低開発国)への「貿易拡大と直結した効果的な経済援助」の問題として実行されねばならない。そして、その目的と範囲はあくまでも片貿易の是正効果にそうものであることはいうまでもない。

### 5. 輸入ターゲット

1次産品輸出に依存する低開発国にとって、最も重大な関心事は自国の輸出品が安定した価格と数量で、継続的に輸入される保証が得られるか、どうかという問題である。これは国連貿易開発会議でも重要な論点となった「輸入ターゲット」(註21)設定の問題である。わが国としても、中期的経済計画の上で、この要求を考慮する必要がある。

第3表 わが国のトウモロコシの輸入 (単位:〈数量〉トン, 〈金額〉1000ドル)

	1961		1962		1963	
	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額
総計	1,830,655	106,966	2,136,226	133,738	2,645,462	158,444
アメリカ	514,524	29,806	1,031,035	59,598	1,060,537	65,065
南アフリカ	445,570	26,340	868,358	49,839	779,205	46,601
タイ	459,650	26,316	237,291	13,842	428,955	24,926
中国	—	—	—	—	87,838	5,148
ルーマニア	71,691	4,114	33,300	1,947	81,776	4,667
アルゼンチン	285,854	17,152	51,812	3,023	75,489	4,527

(出所)『通商白書』, 昭和39年, 各論, 158ページ。

輸入ターゲット設定の必要性に関連して、わが国のトウモロコシ輸入について言及したい。トウモロコシは主として養鶏用配合飼料の原料として使用されるが、近年のわが国における需要は畜産振興策により著しく増加している。一方わが国のトウモロコシの生産は、6万トン程度にすぎず、今後の輸入はいっそう増加するものとみられている(注22)。

おもな輸入先は、アメリカ、南アフリカ共和国、タイ、中国、アルゼンチンなどで、輸入数量、金額とも第3表のとおり年々増加の傾向を示しているが、市場別にみるとその凹凸は著しい。たとえば1961年に日本はタイから45万9000トン(2万6000ドル)も輸入し、日本の商社と現地の協力による開発輸入のモデルとして賞賛されたが翌1962年には23万7000トン(1万4000ドル)と半減している。一方、南アからの輸入は、1961年に44万5000トン(2万6000ドル)であったものが、1962年には86万8000トン(5万ドル)とほぼ倍増を示している。これも一つの輸入先転換ではあるが、低開発国との経済協力の面からは、最も好ましくない例であろう。タイは全輸出の3割を天然ゴムに、3割弱をトウモロコシに頼る低開発国で(第4表のとおり)、わが国に対しては年々はなはだしい入超を示しているが、南アは非低開発国で、わが国に対しては著しい出超を続けている。こうした逆転換は、コマーシャルベースの上でのことではあるが、対アジア経済協力の中心たるわが国が、国としてとるべき態度ではない。

第4表 わが国のタイ、南ア両国への輸出額と両国からの輸入額 (単位: 100万ドル)

	1961		1962		1963	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
タイ	134	78	149	72	181	91
南ア	49	82	60	119	80	130

(出所)『通商白書』, 昭和39年, 各論, 265~267ページおよび538~539ページ。

今後、継続的輸入ターゲットの問題は、低開発国の1次産品市場における競合関係の調整の問題とあわせて、十分考慮されるべきである。

1次産品対策に関して、従来国家的見地から総合的に調査立案する制度や機関がなかった。このため政府と、実際に1次産品を買い付ける民間会社との間で足並みが揃わず、十分な効果を挙げるができなかった。現在通産省を中心に進められている地域別の「1次産品処理対策会議」(注23)の設立は、開発輸入をはじめとした1次産品対策の上で官民のギャップを埋め、経済協力の実を挙げんとするものであり、大きな前進と言えよう。

#### 6. 産業構造の調整

アジア諸国からの1次産品や製品、半製品の輸入が増大すれば、わが国の産業構造の調整が問題となる。1次産品の輸入増大は、日本の農業にかなりの影響を及ぼすことは明らかで、またやむをえないことであろう。日本の農業保護政策は、今や合理的な調整措置を必要とする段階にはいったと言える。

工業面についてみれば、香港においては繊維産業に続いて近年トランジスタラジオ産業、プラスチック産業などが急速に発達し、わが国との競合が始まっている。他のアジア諸国についてもその工業化の進展につれて、製品・半製品の輸入圧力は強まるであろう。プレビッシュは、工業品に対する特惠制度を提唱しているが(注24)、この問題も低開発国工業化の意欲と比例して、今後も強く要求されることが予想される。ガット新条項(第37条)の付加は、この要求にそったものであり、わが国としても軽工業的あるいは労働集約的商品について積極的に産業構造調整の計画を進める必要があると考える。長期をとってみれば、低開発国における漸進的自給化の進行に伴い、わが国軽工業品輸出の伸びは低下傾向を示し、重化学工業部門に比して、軽工業部門の比重が相対的に減退することはやむをえないことであって、これは積極的

調整策をもって対応すべき問題である。また将来、低開発国の産業高度化によって現在低開発国が輸出している鉄鉱石が鋼塊や鋼材に置換される事態もあらかじめ考慮せねばならない。

先進諸国においては、すでに国内産業の調整が講じられつつある(注25)。先進国の工業製品輸入に占める低開発国産品の輸入の比重はきわめて小さい(輸入総額352億ドルのうち、先進国間の輸入が338億ドルを占め、低開発国からの輸入はわずか14億ドル(約4%)という)(注26)。したがって先進国全体から見れば、さしあたって多少の輸入増加を行なっても、その結果必要とされる産業調整の程度は小さく、一般政策の枠内で解決が可能と思われる。

産業構造の調整と適応の問題は、量的な問題である以前に質的な問題である。わが国は長期的な立場で低開発国との貿易拡大の問題を、先進他国との協調においても、低開発国との調整においても、政策的戦略的に考えてゆかねばならない。

(注19) 日本の地域別貿易額 (単位: 100万ドル)

	輸 出		輸 入	
	1958	1963	1958	1963
アジア州	1,058.8	1,863.3	964.0	2,063.6
欧米州	348.9	891.6	287.0	851.0
北米州	858.4	1,794.7	1,357.7	2,681.8
南米州	115.0	197.5	80.7	278.5
アフリカ州	415.5	475.4	83.7	265.7
大洋州	79.8	222.8	259.8	595.9
総計	2,876.6	5,452.1	3,033.1	6,736.3

(出所) 『通商白書』, 昭和39年, 各論, 758~763ページ。

(注20) 失地回復が困難な例として、イラクの場合がある。「イラクの対日輸入制限は1964年9月の貿易協定発効とともに解消されたが、かつてわが国が圧倒的な地盤をもっていた綿織物、スフ、人絹織物、陶磁器などの分野には、中国、チェコなどの共産圏諸国がすでに確固たる地盤を築いており、わが国の巻返しはきわめて苦しい状態にある。」(日本貿易振興会、『海外市場白書』, 1965年, 45ページ)。

(注21) 前掲 Prebisch Report, p. 117. "Import Targets".

(注22) 『通商白書』, 昭和39年, 各論, 157ページ。

(注23) 昭和40年4月より「タイ1次産品処理対策会議」を発足させる計画。通産、大蔵、外務、農林、経済企画各省庁と民間商社、砂糖会社の各代表、海外経済協力基金、日本輸出入銀行の代表者が参加してタイ国砂糖の開発輸入を促進するのが目的。引続き40年度中にインドネシア1次産品処理対策会議、中近東、アフリカ1次産品処理対策会議をつくって、1次産品を対象とした対策を総合的に進める計画(『朝日新聞』, 昭和40年2月13日(名古屋本社版))。

(注24) 前掲 Prebisch Report, p. 118. Industrial Preferences.

(注25) BeneluxのJoint Readaptation Fund(1953)、EECのSpecial Fund(ローマ条約により設立)、U. S. A.のTrade Expansion Act(1962)およびArea Development Act(1961)、U. K.のDistribution of Industry Act(1959 revised)、イタリアの南部開発政策など(外務省編著、『国連貿易開発会議の研究』, 225ページ)。

(注26) 前掲書, 223ページ。

## V 経済協力におけるわが国の役割

### 1. アジア地域経済協力の意味

低開発国における地域経済協力の意図が「規模の経済」の利益を享受する点にあることは言うまでもない。アジアにおける地域経済協力の機運はEEC(欧州経済共同体)の輝かしい成功に刺激されて醸成され、アジア経済同盟、アジア基金、ライス・バンク、アジア経済協力機構などの設立案となってあらわれたが、ついに実現に至らなかった。アジアの経済協力なり、経済統合を考える場合、その対象をアジア全体や、東南アジア全体とすることは、IVで述べたアジアの多様性からして、また経済的相互補完性の稀薄なことからして、著しい困難を感じる(注27)。

しかし一方、北米および共産圏の堅牢、LAFTA(ラテン・アメリカ自由貿易連合)の進展、イギリスのEEC加盟運動、EECのアフリカ包摂などを考えるとき、アジアが世界貿易において何に活路を求めるかは、今や緊急の問題と考えざるをえない。アジア地域経済協力における先進国としてのわが国の役割が、これまでになく重要性を帯びてきたことを痛感する。この段階において、「アジア開発銀行」の設立は、アジアの低開発諸国にとってもわが国にとっても、まことに意義深いものがある。

### 2. アジア開発銀行におけるわが国の役割

アジア地域における開発銀行設立の機運はつぎの要因によるものと思われる。外的要因としては、中南米地域に米州開発銀行が設立されて域内貿易の進捗に寄与していることや、最も開発の遅れているといわれるアフリカにも開発銀行の設立が決定されたことが挙げられる。内的、主体的要因としては、域内各国の開発計画がある程度進捗するに従って、域内貿易および域外輸出市場の拡大の必要性が高まったことと、一方多くの国において交易条件の悪化に伴う外貨ポジションの悪化傾向があらわれているために、特定先進国のタイド・ローンではない

域外資金の調達を域内の協力によって図る必要が強く認識されたことが考えられる。

このように設立の背景を考えると、アジア開発銀行の使命は大きく、ゆく手には多くの困難が予想される。E E Cとは異なり、経済社会機構や工業化の度合いが違い、また政治的理念の上でも差異のある域内諸国の開発のために、限られた資金をいかに効率的に運用するかは非常にむずかしい問題である。

わが国は域内唯一の先進国である。アジア諸国のわが国に対する期待が大きいのも当然であろう。国連貿易開発会議において、日本は他の先進国とともに、国民所得の1%に相当する援助目標の達成に努力することを言明した。わが国の賠償を含めた援助総額は、1961年には国民所得の0.97%であったが、1962年には0.66%、1963年には0.54%(注28)と減少傾向を示している。1%が一応の努力目標とはいえ、それと現実との差があまりに大きければ、国際世論の強い圧力を受け、日本に大きな期待を寄せているアジア低開発諸国の不信を惹起する結果とな

ろう。わが国の経済成長は、アジア低開発諸国の経済的自立を積極的に支援することによって直接間接に促進されるのである。アジア開発銀行がアジアの経済開発に十分な成果を挙げるためには、その設立と運営においてわが国こそその主役を演じなければならない。

アジアにおける近代化の先達として、アジアの近代化に積極的な貢献をすることは、歴史的使命とも言わねばならない。「アジアの中の日本」ということばも、「アジアの繁栄は日本の繁栄である」というスローガンも、南北問題の新段階に立たされた今、具体的施策の面でもう一度考え直してみる必要があろう。

(注27) この意味で、小島清教授の“Subregional Economic Integration”の提案は注目に値する(『低開発国の貿易』、327~347ページ)。

(注28) 古川久万治、「低開発国に対する経済協力のあり方(下)」、『財経詳報』、第575号、5ページ、第2表。

(東京銀行名古屋支店)

## イランにおける企業的農業の進展

— 研究参考資料 第88集 —

岡崎正孝著

### 第1章 イラン農業とゴルガン地方農業の特徴

— 国民経済に占める農業の地位；土地利用；土地所有；機械化；ゴルガン地方の一般的概況 —

### 第2章 ゴルガン地方農業の発展

— レザー・シャー直轄以前(～1934)；レザー・シャー直轄期(1934～1941) —

### 第3章 企業家的農場の成立と進展

— 農場の成立ならびに企業家の性格；生産手段の調達 —

### 第4章 農場の経営内容

— 農場の概況；農場の生産物と作業内容；農場管理方式の変遷と農場生産物の変化；農場生産物の商品化過程 —

### 第5章 企業的農場成立の要因

— 先駆者的農場成立の条件；追従者的農場輩出の条件 —

### 第6章 ゴルガン地方農業の変貌

— 農業機械化の進展；商業的農業の進展 —

むすび